

きざみずい報広

村民の動き

世帯人口	前月	本月
数男女計	1,087	1,089
帯	2,662	2,638
女	2,754	2,730
計	5,416	5,370

(毎月5日発行)

春場所 由井村役所
井崎村印
笠泉ワタベ
者室所
集民行刷
編村発印

議会推せん農委など 七月臨時議会で決る

村議会の臨時会を去る七月十七日、会期一日の日程で審議されました。審議された案件は次のとおりでありました。

▽泉崎中学校プール建設工事の請負契約について
これはプール本体工事と附帯工事(更衣室、便所)である。

・契約金額 一、〇三二万円
・請負者 三柏工業株式会社
取締役社長 菊地四郎

▽泉崎村課設置条例の一部を改正する条例
これは建設課を新たに設けたこと

▽泉崎村国民健康保険税の一部を改正する条例
これは本年度の税率を改めたこと

▽泉崎村幼稚園授業料に関する条例の一部を改正する条例
これは生活保護法の規定による保護世帯に属する園児に係る授業料の減免を規定した

▽泉崎村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
これは簡易水道の旧関平地区に今回旧川崎地区を加えることにしたこと

▽昭和四十七年度一般会計補正予算
これは林業施設災害復旧事業の補正で現計予算に一八千円の追加であり補正後の現計予算三八三二〇千円です

▽泉崎村農業委員会委員の推薦について
これは農業委員会等に関する法律第十二条第二号の規定に基づき学識経験を有する次者が推せんされました

本柳 八郎 野崎 次男

昭和四十七年度公共施設

工事請負契約なる

【その一】

産業の振興進展は、道路からモットーに道路の整備に努めておりますが、昨年に引続き本年度計画の第一号を去る六月三十日に入札を行ないました。その結果は次のように決定し、着工の運びになりました。

◎ 道路改良工事

- 一、路線名 下町～愛宕町線
- 二、延長 六百三十三米



三、巾員 四米
四、工期 自昭和四十七年七月至昭和四十七年八月

五、請負額 金三〇九万円
六、請負者 白河市道場小路白棚建設KK 佐藤忠吉

◎ 道路改良工事

一、路線名 瀬知房～松倉線

二、延長 七百四十五米
三、巾員 四米
四、工期 自昭和四十七年七月至昭和四十七年八月

五、請負金 三六一万円
六、請負者 白河市中田共栄工務店 中村朝次

尚、工事中は種々ご不便をおかけすることになりますが、ご協力をお願いいたします。

【その二】

泉崎村中央公民館新築工事

去る七月十九日役場会議室において中央公民館新築工事の入札を行ないました。その結果は次のようになりました。

一、工事場所

大字泉崎字山ヶ入四五番地

二、建築面積 七四五・二㎡

三、建物構造 鉄筋コンクリート造二階建

四、建築請負額

金二九、三五〇、〇〇〇円

五、工期 自昭和四十七年七月至昭和四十七年十一月

六、工事請負者 三柏工業株式会社 菊地四郎

【その三】

中央公民館新築電気設備工事

一、工事内容 電灯、コンセント動力設備、自動火災報知設備テレビ共聴設備、放送設備、電話配管設備

二、工事請負額

三、四二〇、〇〇〇円

三、工事請負者 東北電気工事株式会社

白河出張所 増田三郎

【その四】

中央公民館新築、給排水、衛生、暖房設備工事

一、工事内容 給排水、衛生、ガス設備暖房設備、浄化槽設備

二、工事請負額 八、〇〇〇、〇〇〇円

三、工事請負者 協和設備株式会社 小山啓二



村民便利コーナー

先月に引続き年金関係についてお知らせします。

◇給付のいろいろ（拠出制国民年金）

(1) 老令年金

二十五年以上保険料を納めた人や、免除の人が六十五才から終身受ける年金です。

ただし制度発足当時高令者であった人は二十五年が十、二十四年に短縮されています。

年金の額は、二十五年間保険料も納めた人で年額六〇、〇〇〇円、四十年間納めた人は年額一五二、六〇〇円です。

(2) 通算老令年金

保険家を納めた期間や、免除の期間をあわせた期間が一年以上で、公的年金制度に加入していた期間のすべてをあわせて二十五年以上の人が受けられる年金です。

(3) 母子年金

最近の一年以上の期間分、保険料を滞納なく納めているか、免除の期間をあわせて三年以上となるお母さんが、ご主人を亡くし十八手以下の子供と暮しているときに受ける年金です。

年金の額は、年額九一、二〇〇円、二人以上の子供がある時は二人目から一人につき年額四、八〇〇円が加算されます。

(4) 障害年金

最近の一年以上の期間分、保険料を滞納なく納めている人や、免除の期間を合せて三年以上となる人が病気や、けがで障害者となつたときに受ける年金です。

年金の額は年額九六、〇〇〇円、障害の重い人は一二〇、〇〇〇円です。

(5) 母子年金

最近の一年以上の期間分、保険料を滞納なく納めているか、免除の期間をあわせて三年以上となるおばあちゃんやお姉さんが一家の働き手のおじいさんやお父さん、お兄さんなどを亡くし、一八才以下

の孫や、弟妹と暮しているときに受ける年金です。

年金の額は年額九一、二〇〇円、二人以上の孫や、弟妹があるときは二人目から一人につき年額四、八〇〇円が加算されます。

(6) 寡婦年金

老令年金を受ける資格のある主人と死別し、そのときまでに一〇年以上その主人とつれそつた奥さんが、六〇才から六五才になるまでの間受ける年金です。

年金の額は老令年金の額の半額です。

(7) 遺児年金

最近の一年以上の期間分、保険料を滞納なく納めているか、免除の期間をあわせて三年以上になるお父さんやお母さんを亡くし、あとに残された子供が十八才になるまでの間、受けられる年金です。

年金の額は年額九一、二〇〇円、子供が二人以上のときは二人目から一人につき四、八〇〇円が加算されます。

(8) 死亡一時金

保険料を納めた期間が三年以上ある人が、ほかの年金を受けないことなく死亡した場合に、一定の範囲の遺族に支給される一時金です。

一時金の額は保険料を納めた期間に応じて一〇、〇〇〇円から五二、〇〇〇円までです。

□福祉年金

福祉年金は、明治四十四年四月一日以前に生まれた人で、拠出制に加入しなかつた人や、すでに障害、または母子の状態であった人などに支給される年金で、かけ金を必要とせず国が全額負担で支給する年金です。

□福祉年金の種類と年金額

(1) 老齢福祉年金

明治四十四年四月一日以前に生まれた人が、満七〇才に達したときから終身受けられます。

年金の額は年額円です。（昭和四十七年十月から月額三、三〇〇円です）

(2) 障害福祉年金

自分で日常の用をすることができない程度の重度障害の状態にある二〇才以上の人で次に該当する人が受けられます。

昭和三十六年四月一日前に初診のある人

昭和三十六年四月一日以後に初診のある人で、次のよう

な人

昭和四十四年四月一日以前に生まれた人で、病気やけがになる前に国民年金に加入し、拠出年金を受ける資格までではないが、保険料を納めている人、年金の額は年額三四、八〇〇円です。

(3) 母子福祉年金

二〇才以後に夫と死別した妻で、中学校卒業前の子か、二〇才未満の重度の障害のある子を養っている次のような人

・昭和三十六年四月一日前に夫と死別した人

・昭和三十六年四月二日以後に夫と死別した人で次のよう

な人

・明治四十四年四月一日以前に生まれた人

・明治四十四年四月二日以後に生まれた人で、夫と死別する前に国民年金に加入し、拠出年金を受ける資格までないが、保険料を納めている人

年金の額は年額二八、八〇〇円で、二人目から一人につき四、八〇〇円を加算

(4) 準母子年金

準母子世帯となつたときから、孫、弟妹が中学校を卒業するまで

年金の額は年額二八、八〇〇円、二人目の子供から年額四、八〇〇円を加算

□各種請求届の手続（福祉年金）

次のようなときは、すぐに役場住民課に手続きをしてください。

(1) 七〇才になつたとき（老齢福祉年金を受ける権利が生じますので裁定請求手続きをしてください）

(2) 障害福祉年金に該当するような障害があつたとき

（三頁の下段につづく）

待望の中央公民館

建築工事着工する

中央公民館の建設については、多年に亘り村民の皆さまからその実現を望んでおられました。今回その待望の公民館建築が本決りとなりました。その概要は次のように計画されました。

①建設の場所 泉崎字山ヶ入四五敷地の面積 三、一六七、三四五²m

②敷地の面積

③建築の面積 七四五・二²m (二二五坪)

内訳

一階 四四〇・六四²m (一三三坪)

二階 三〇四・五六²m (九二坪)

④建物の構造

鉄筋コンクリート造、水洗便所、各階の高さ三・八m、室の高さ二・九m、二階建

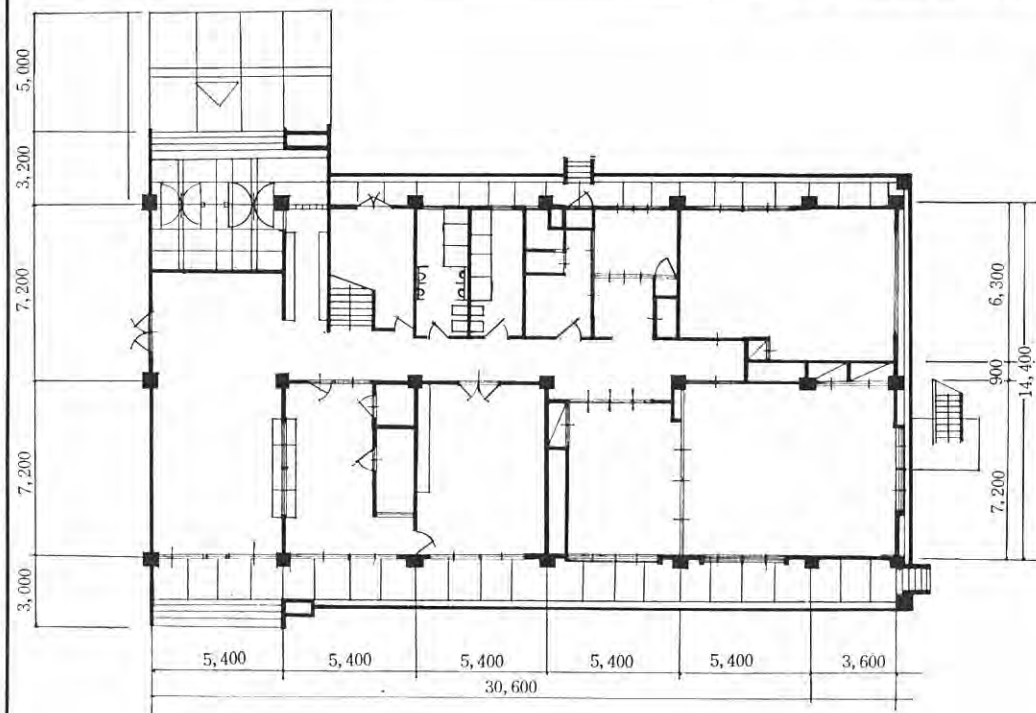
⑤各室の配置

事務室、集会室、会議応接室、調理実習室、管理人室、展示室等が一階に。二階は講習室二、視聴覚図書室、司書室、暗室、相談室などとなっております。

⑥設計者

白河市一番町二七の一 鈴木昭建築設計事務所

この公民館の完成することにより、各種団体の集いの場となり、村民の親睦も、より深まり、現代社会生活水準を高まり、本村の振興発展が期待されます。皆様共々ご協力をお願いする次第であります。なお、完工後の管理運営については次号でお知らせします。



(二頁からつづく)

- (3) 毎年五月期の年金を受けとつたら、必ず証書を提出してください。
- (4) 母子福祉年金を受けている人が、子供と生活を共にしなくなつたとき
- (5) 年金を受けている人が死亡したとき
- (6) 住所、氏名、支払局名、または印鑑を変更するとき
- (7) 公的年金を受けているときまたは受けるようになったとき

ごみの収集について

住みよい環境づくり、健康で文化生活環境をめざして村内のごみ処理を白河地方広域市町村整備組合事業として行なっていることは皆さん既にご承知と思いますが、この処理を効率的に処理するため皆さんのご協力を更にお願ひする次第です。

各部落の指定の集積所に、袋などに入れて(必ず十文字に結束すること)集めに来る日の午前九時までに持ち出すようお願いいたします。

- もえないごみは 毎週水曜日
- ふつうのごみは 毎週木曜日

集める場所の周辺はいつもきれいであるようご協力をお願いいたします。夏は特に「か、はえ」の発生源となり、よごれが目立つと共に衛生的にもよくありません。皆さんで明い、きれいな村づくりを努めましょう。

昭和四十七年度 狩猟者講習会

- 一、期 日 九月四、五日
- 二、場 所 白河中央公民館
- 三、申込期日 八月二十九日まで
- 四、受講料
- 初心者 甲種 七百元
- 乙、丙種 千百元
- 経験者 甲、乙、丙種 四百円

申込は、棚倉林業事務所総務課に講習会の開催六日前まで申込のこと。
考查、初心者、経験者とも講習終了後引き続いて一時間程度の考查を実施する。

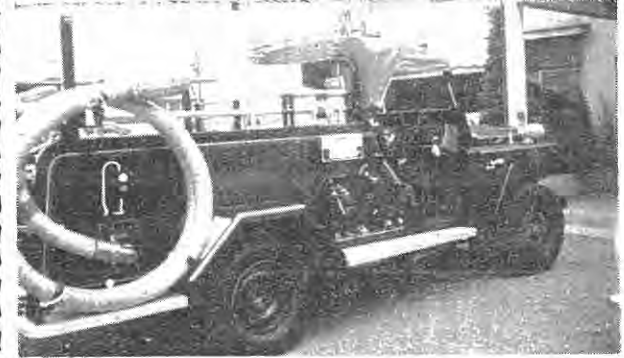
ポンプ自動車更新

消防機動力更らに充実

昨年度(第三分団に配置)に引き続き今年も消防ポンプ自動車(第五分団配置)を更新しました。以前のポンプ自動車は昭和三十三年に購入したもので老朽化したために今回新たに購入した次第であります。

先月号でお知らせしました白河地方広域常備消防分署が四月一日発足いたしました。署員十五名、ポンプ自動車一台、更らに近々救急車、広報車、並びに水槽付ポンプ車が配置される予定です。地域での機動力は更らに充実されます。村民の皆さんの予防消防に更らにご協力を願ひし、地域住民の福祉向上に努めたい所存です。

次に村で購入したポンプ自動車の概要についてお知らせします。一、車 名 ニッサンパトロー



二、型式 FH60
三、乗車定員 一〇人

白河地方広域市町村圏 火災予防条例について

四月一日白河消防署矢吹分署が発足致しましたが、次の行為等はこの火災予防条例により消防署(分署)に届け出て検査を受けなければなりません。

第四八条 (防火対象物使用開始の届出等)
令別表第一各項に掲げる防火対象物

別	表	延べ
(1)	イ、劇場、映画館、演芸場または観覧場 ロ、公会堂または集会場	全部 延べ 150㎡以上
(2)	イ、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの ロ、遊技場またはダンスホール	全 部
(3)	イ、待合、料理店その他これらに類するもの ロ、飲食店	延べ 150㎡以上
(4)	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗、または展示場	延べ 150㎡以上
(5)	イ、旅館、ホテルまたは宿泊所 ロ、寄宿舍、下宿または共同住宅	延べ 150㎡以上
(6)	イ、病院、診療所または助産所 ロ、老人福祉施設、有料老人ホーム、救護施設 厚生施設、児童福祉施設(母子寮及び児童厚生施設を除く)身体障害者厚生援護施設(身体障害者を収容するものに限る)または精神薄弱者援護施設 ハ、幼稚園、盲学校、聾学校または養護学校	延べ 150㎡以上
(7)	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、各種学校、その他これらに類するもの	延べ 300㎡以上
(8)	図書館、博物館、美術館、その他これらに類するもの	延べ 300㎡以上
(9)	イ、公衆浴場のうちトルコ浴場、サウナ浴場 その他これらに類するもの ロ、イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	延べ 150㎡以上
(10)	車両の停車場または船舶、もしくは航空機の発着場(旅客の乗降または待合の用に供する建築物に限る)	延べ 300㎡以上
(11)	神社、寺院、教会、その他これらに類するもの	延べ 300㎡以上
(12)	イ、工場または作業場 ロ、映画スタジオまたはテレビスタジオ	延べ 150㎡以上
(13)	イ、自動車車庫または駐車場 ロ、飛行機または回転翼航空機の格納庫	延べ 150㎡以上
(14)	倉庫	延べ 150㎡以上
(15)	前各項に該当しない事業場	延べ 150㎡以上
(16)	前各項に掲げる防火対象物以外の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されているもの(複合用途)	全 部

象物をそれぞれの用途に使用よしうとする者は使用開始の七日前までにその旨を消防署長に届け出なければならぬ。

2、防火管理者は、法第八条第一項の消防計画を作製したときはすみやかに消防署長に当該計画書を提出しなければならない。

第四九条 (火を使用する設備等の設置の届出)

火を使用する設備、又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとするものはあらかじめその旨を消防署長に届け出なければならぬ。

一、熱風炉(風道を使用しない熱風炉にあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る)

二、据付面積二平方メートル以上の炉及びかまど(個人の住居に設けるものを除く)

三、ボイラー(個人の住居に設けるものを除く)

四、乾燥設備

五、火花を生ずる設備

六、高圧又は特別高圧の変電設備(全出力五十キワット以下のものを除く)

七、内燃機関による高圧又は特別高圧の発電設備(全出力五十キワット以下のものを除く)

八、屋内に設ける定格容量の合計二百アンペア以上以上の蓄電池設備(電圧が四八ボルト未満のものを除く)

九、設備容量二キボルトアンペア以上のネオン管灯設備

十、水素ガスを充てんする気球

(八詳細は消防署(分署)へ)

任期満了による農業委員改選決る

去る七月七日告示で全国統一農業委員会委員の改選の投票を七月十四日に行なわれました。

この選挙には旧川崎村を第一選挙区とし定員七名、また旧関平村を第二選挙区とし定員五名の二選挙区であり、第一選挙区は定員七名のところ九名の立候補届出があったので投票となりました。

第二選挙区は定員五名のところ五名であつたので無投票でありました。

なお、当選者は次の通りで、去る十五日に当選証書を選挙管理委員会から附与されました。

時代に即した農業振興促進に活躍が期待される方々であります。御健斗をお祈りします。

・第一選挙区

- 小針喜一郎 白岩吉之助
- 矢内 忠宗 小林 重美
- 中野目正夫 佐藤 弘明
- 室 開
- ▽当日有権者数 一六〇六八人
- 内 男七七一二人 女八三五五人
- ▽投票総数 一四九一人
- 内 男七一八人 女七七三人
- ▽投票率 九二・八四%
- 内 男九三・一三%
- 女九二・五七%

・第二選挙区

- 緑河 正喜 緑河 通雄
- 緑川 兵司 熊田 直輝
- 菊地 清一

親善職域対抗

ソフトボール大会

泉崎村商工会青年部では、来る八月二十日(日曜日)雨天のときは八月二十七日に、体力増進を図ると共に親睦を深める目的で、村内職域対抗ソフトボール大会を泉崎中学校グラウンドにおいて開催いたします。

村民の皆様お揃いでご声援下さいますようお願い申し上げます。(商工会青年部長 渡部健次)

検察審査会制度のしおり

「検察審査会とは」

新しい憲法のもとに、日本の政治を明るくするため、いろいろな民主的な、新しい制度が生まれたいものです。

検察審査会も、この新しい制度の一つとして「司法の民主化」という大きな使命をもつて生まれたものです。

国家の主権は、わたくしたち国民がもつており、公務員はみな国民からまかされて国の仕事をしているのです。ですから公務員のしごとのやり方は常に国民の監視をうけていなければなりません。そして検察官のしごとのやり方を国民が監視する制度が検察審査会です。

「検察審査会のしごと」

犯人を裁判にかける(起訴する)のは、検察官だけしかできません。それでは、窃盗とか詐欺とか交通事故とか、いろいろの犯罪で被害を受けた人が、警察や検察庁に訴え出た(告訴・告発した)が検察官がその事件を裁判にかけてくれない。どうも納得がいかないという場合、どうしたらよいでしょうか。そのようなときには、すぐ、検察審査会に申し出て下さい。検察審査会では、その事件の真相をよく調査し、検察官が裁判にかけなかつたこと(不起訴処分)が正しいかどうかを判断し、場合によつては、その事件を裁判にかけよう、その検察官を監督する検事に申し入れます。(本県の場合

合は福島地方検察庁検事正です)また検察審査会は、このほかに検察庁のしごとのやり方全体にわたつて改善すべき点があれば、検事に建議勧告することが出来ます。

「検察審査員はどうして選ばれるか」

検察審査会は十一人の検察審査員から成り立つておりますが、検察審査員は衆議院議員の選挙権を有する人々のうちから「くじ」で選ばれます。男女を問いません。そしてその任期は六ヶ月です。

「検察審査会はどこにあるか」

検察審査会は、各地方裁判所とその支部の所在地に設けられ、現在全国を通じて二〇七あります。各検察審査会には事務局がおかれそれは大体各地の裁判所の中にあるしごとをしています。

福島県では左記のとおり福島、郡山、会津若松、いわきの各裁判所内においてあります。

「検察審査会はどんな活動をしているか」

検察審査会が活動を始めたのは昭和二十四年からであります。昭和四十六年十二月末までの間に全国検察審査会で受付けた事件は申立によるもの、職権で取り上げたものを合せて四一、六二二件であります。そのうち検察審査会が調査した結果、検察官の不起訴処分は相当でない、事件を裁判にか

このように検察審査会は活発に活動しております。もし皆さんのうちで、犯罪によつて被害を受けた検察官の不起訴処分はどうしても不満だという方は、遠慮なく左記事務局までご相談にお出下さい。検察審査会への申立、相談は一切無料です。

記

- 福島検察審査会事務局 福島市花園町五番四五号
- 福島地方裁判所内 郵便番号 九六〇 電話三四一一一五六
- 郡山検察審査会事務局 郡山市麓山一丁目二番二六号
- 福島地方裁判所郡山支部内 郵便番号九六三 電話三二一五六六
- 会津若松検察審査会事務局 会津若松市追手町六番六号
- 福島地方裁判所会津若松支部内 郵便番号九六五 電話四一五七二五
- いわき検察審査会事務局 いわき市平八幡小路四一
- 福島地方裁判所いわき支部内 郵便番号九七〇 電話七四一四二四

お知らせコーナー

遺産総額三千万円までは 相続税はかかりません

— 婚姻期間二十年以上
の配偶者 —

遺産を相続した場合、遺産総額が基礎控除額(四百万円と、八十万円に相続人数を掛けた金額)より多い場合は、死亡の日の翌日から六か月以内に、相続税の申告が必要です。ただし、死亡した人の配偶者が受け取る遺産については遺産総額が、婚姻期間二十年以上の場合三千万円まで、十年から二十年までの場合はその年数に同じ、一千万円から三千万円までは相続税はかかりません。

マイホームと税金

①登録免許税Ⅱ土地を買ったり家を建てたりして、所得権の登記をするときにかかる税金(国税)で、税率は、売買による場合は不動産価額の五%、新築家屋の保存登記の場合は〇・六%です。

②不動産取得税Ⅱ不動産を入手したとき、不動産価額の三%が課税されます。(県税)

③所得税の住宅取得控除Ⅱ一定の条件に当てはまる住宅を新築または新築住宅を購入したときは、取得価格の一%(最高二万円)がその家屋に住居した年以後三年間所得税から控除されます。

災害を受けたときは

税の減免手続きを

台風や火災などで災害にあったときは、税金の面でもいろいろと救済の方法があります。

①サラリーマンの場合は、住宅や家財にその価額の二分の一以上の損害を受けた場合に、源泉所得税の徴収猶予や還付を受ける方法と、その年の所得金額の一〇%をこえる損害を受けたときに、その損害額に対応する税額の徴収猶予を受ける二つの方法があります。

②営業者等の場合は、災害を受けた金額に応じて、予定納税の減額申請をすることができます。

【白河県税事務所から】

◆個人事業税第一の納期は

八月三十一日までです
個人事業税第一の納税は八月三十一日までです。ぜひ納期内に

完納されますようお願いいたします。
「なにごとにも催促されることはいやなもの。納期内の自主納税にご協力ください。」

◆便利な納税方法

白河県税事務所では、個人事業税について広く納税者に対して、口座振替納税の利用をすすめています。

納税貯蓄組合の方がたには、組合長さんを通じて、またその他の方がたには、県の職員がお伺いして、口座振替納税についてのおすすめと、ご相談をいたしますので、その際は口座振替による納税をお願いいたします。

詳しいことは、県税事務所、またはもよりの銀行などでおたずねください。

泉崎診療所から

診療所の先生を

依頼されるとき

急病人などで診療所の先生に往診を頼んだときのことですが「モシ〱先生がおられますか」「ハイおりますが」と返答したら「先生に往診を頼む」と言つたと同時に電話をガチャンと切つてしまつた。依頼者の住所と氏名を言わずに、はてさて困まつたもの。

往診の行先がわからないで先生も迷つたし、病人も待てども医者は来ず、こんなことが事実あつたとのことです。これからは、必ず、こちらはどこの部落の何某でどんな病状ですがというように電話をしてください。

依頼するときの気持ちが急いでいる方が先で、依頼者の住所と氏名が忘れられたことでしょうか、こんな時には落纏いて繰返します。どのどのだれがどんなことですがをお話し下さるようお願いいたします。

只今自衛官募集中

- 1、募集要領 満十八才以上二十才未満の男子
 - 2、志願手続 市町村役場または自衛隊白河連絡所(電白河四〇三七二) 志願受付はいつでも受け付けます。
 - 3、試験期日及び試験場
志願票提出の際お知らせします。
- (1) 試験科目

筆記試験、中卒程度の国語(作文を含む) 数学、社会口述、身体検査、適性検査
4、入 隊 おおむね一カ月以内に採用予定通知及び入隊案内を送ります。

5、入隊後の身分及び処遇は
(1) 初年度給与 月額三万、十カ月経てば一士に昇任します。衣、食、住は無料。賞与年三回、四・七カ月分。その他諸手当退職金があります。毎年昇給一回

(2) 身分は特別国家公務員です。技術の修得、国家免許及び上級学校への進学もできます。

(3) 毎月一万円を小づかい等で使い残りを貯金しておくと四年間で約二百万円は残ります。

(4) 任期は陸士二年、海・空士は三年で希望者は継続して勤務できます。

(5) 任期満了により退職する人に対しては有利な条件で就職できるよう各種施策をとっています。

ご相談は市町村役場、または自衛隊福島地方連絡部、白河連絡所 電白河四〇三七二へどうぞ。

おめでた

おめでとう

□出生おめでとうございます

- (お子様名) (父名) (住所)
- 中川 美奈子 博 大字泉崎字八斗蒔三の一
 - 橋本 純子 一義 大字泉崎字離山四十の一
 - 西巻 由美 正男 大字泉崎字孤山二
 - 武藤 隆博 英雄 大字泉崎字八ヶ代一
 - 本柳 真一 功 大字泉崎字神田一〇
 - 荒井 優子 好平 大字北平山字前屋敷一四八
 - 駒橋 聡恵 五十六 大字関和久字景ノ原一の三四
 - 緑川 京子 幸夫 大字関和久字瀬知房三一
 - 松山 由美 富裕 大字関和久字上町四七
 - 謹んでお悔み申しあげます
 - 佐藤 与右五門 大字泉崎字鶴番小屋六十
 - 中野目 元右五門 大字泉崎字小林二五
 - 大野 平十郎 大字泉崎字館一一五
 - 荒井 勇夫 大字泉崎字離山三六